

## 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

平成 30 年 8 月  
水・大気環境局水環境課  
閉鎖性海域対策室

### 1. 改正の背景

- 閉鎖性海域においては、平成 5 年に水質汚濁防止法施行令等が改正され、閉鎖性の海域及びこれに流入する河川等を対象に、窒素及びりんに係る排水基準が適用された。
  
- その際、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場に対し、5 年間の措置として、暫定排水基準を設定した（平成 10 年 9 月 30 日まで）。その後、平成 10 年、平成 15 年、平成 20 年及び平成 25 年に暫定排水基準の見直しを行い、現在、窒素について 5 業種、りんについて 1 業種の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている（平成 30 年 9 月 30 日まで）。
  
- 現行の暫定排水基準は平成 30 年 9 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、当該業種の暫定排水基準について、中央環境審議会水環境部会等において所要の検討を行った結果、引き続き 5 年間を期限（天然ガス鉱業にあっては、3 年間）に暫定排水基準を設定する。

### 2. 改正の内容

排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）を改正し、平成 30 年 10 月以降の暫定排水基準の延長及び強化の措置を定める。

### 3. 今後の予定

施行日：平成 30 年 10 月 1 日

<全窒素>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し後		
				基準値		期間
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
窒素	天然ガス鉱業	160	150	160	150	平成30年10月1日～平成33年9月30日
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	170	140	130	110	平成30年10月1日～平成35年9月30日
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,250	3,500	4,100	3,100	
	酸化コバルト製造業	400	120	300	100	

<全りん>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し後		
				基準値		期間
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	25	20	22	18	平成30年10月1日～平成35年9月30日

※面積が 50 m<sup>2</sup>以上のもの